

笛吹市教育委員会会議録

1 開会及び閉会に関する事項並びにその年月日時

会 議 名：令和6年度1月定例会

開 催 日：令和7年1月14日

開会時間：午後2時00分

閉会時間：午後3時30分

開催場所：笛吹市役所本館303会議室

2 出席及び欠席委員の氏名

出席者：教育長	望月 栄一
教育長職務代理	高野 仁美
教育委員	三井 久美子
教育委員	加賀美 公人
教育委員	鎮目 由美子
教育委員	押山 栄子

3 委員及び傍聴人を除く議場に出席した職員の職氏名

出席者：教育部長	太田 孝生
教育総務課長	手塚 克巳
学校教育課長	久保田 雄
学校教育課指導主事	日原 博人
学校教育課指導主事	橘田 昌樹
生涯学習課長	荻原 昭
文化財課長	角田 幸侑治
図書館長	松本 京子
教育総務課総務担当	田中 政人
〃	宮澤 真郁

4 他部署より出席した長及びその事務局部の職員の職氏名

出席者：なし

5 教育長等の報告の要旨

教 育 長：12月21日から1月14日までの事業報告

教育総務課：12月23日から12月27日までの事業報告

学校教育課：教職員人事作業日程について

令和7年度学校閉庁日について

第5回 ICT 連絡会議（全教職員対象）開催について

生涯学習課：12月21日から1月12日までの事業報告

文化財課：12月24日の事業報告

図書館：12月21日から1月11日までの事業報告

6 議題となった動議を提出した者の氏名

なし

7 議会に付した議案、議事の概要、議決事項

報告第8号：学校給食費の値上げについて

手塚課長：資料に基づき説明

三井委員：ここのところ次から次へと値上がっていて、野菜もすごく高騰している。現場はとても大変だと思うし、私としては値上げも致し方ないのではないかと思います。ただ保護者に説明する時に、特に苦しい状況にあるような方はどのような価格がよいのかとも思う。現在、給食費が無償になっていると思うが、わかりかねる部分もあるので詳しく教えてほしい。

手塚課長：市の方針で令和7年度については、給食費は無償ということで決まっている。そのため当初予算にも計上し、今後保護者からの負担金はいただかないということを議会に承認いただく予定である。8年度以降については、今検討を進めている最中なのでまだ何も確定していないが、市長の方針の中では恒久化という話をされているので、それに向けて検討を進めていくような流れになる。

押山委員：先日、2日間にわたって給食の内容が変わったことがあった。それは、今回のことと何か関係があるのか。

手塚課長：それについては、今回のこととは関係ない。年始の頃、石和中学校の調理員の中でインフルエンザにかかる職員が多く、調理の体制が間に合わなかった。なので、もともと献立にあるメニューを作るためにはこの人数でやらないといけないが、ちょっとその人数が少なくなったので、献立の一品を減らさせていただいたという流れになる。学校側から説明はなかったか。

押山委員：学校側からは、変更があるという連絡のみだった。ざっくりとでもその経過の説明があればとてもよかったと思う。

手塚課長：体制的に人の配置ができなかったので、調理ができなかったということである。

望月教育長：給食担当もできるだけ調理員の補助等も入れながら、体制を整えて通常の対応をしてくれたが、どうしてもうまく配置が

できなかったということで今のような対応となったということをご理解いただきたい。

押山委員：高校生の息子のお弁当を作るようになり、全部手作りにした場合と給食費を比べたところ、200 円ほどの差で手作りの方が高かった。給食は栄養バランスも考えられていて、温かいものを出してくれる。もうそれだけで感謝している。周りの方たちも、こんなに安くて、こんなによいものが、しかも私たちが作らなくてよいのだからという感じで、プラスで皆さん考えていると思う。今回の値上げの件も細かく色々説明していただければ、皆さん納得されると思う。

鎮目委員：給食費の無償化はいつぐらいまで続くのか。途中でなくなる方がなんでだろうとなってしまうと思う。

手塚課長：まず7年度については無償化をする。8年度以降については、今のところ決まっていないのが現状である。ただ、市長の考えとしては恒久的に無償化をしたいという話をしていただいているので、恒久化ということはずっとということが考えられるが、まだ今は8年度以降恒久化をするというところに向けて検討をしている最中である。また動きがあれば説明させていただきます。

望月教育長：状況はよくわからないが、国の方でも補助等の議論をしているようなので、その状況も含めながら8年度以降のことについては考えていく。

報告第8号：全員了知

議案第8号：笛吹市いじめ防止基本方針改訂について

久保田課長：資料に基づき説明

日原指導主事：資料に基づき説明

高野職務代理者：8 ページ目の「警察に相談・通報すべきいじめの事例」は、事細かに書いてありとてもわかりやすい。

7 ページに「児童生徒や保護者に対して、年度当初や入学時に必ず説明する。」と書いてあるが、これが本当に大事なことだと思う。私たちや教師が知っていても、子どもとその保護者が知らなかったというのは一番困る。どうやったら親にも子どもにも伝わるかを考えながら、実際に自分が困ってどうしたらよいのだろうということにならないように、そして自分が加害者にもならないようにするためには、すべての方が共有すべき大事なことだと思う。

久保田課長：学校によってやり方は違ってくると思うが、きちんと校長先

生たちに周知する中で、保護者や本人に対してどのように説明していくかについて徹底していきたいと思う。

三井委員：私が保護者の時から色々な学校でいじめに関する取り組みはやってくださっていたし、県には先生方の必携もあり、いじめ防止基本方針等の周知も先生方にしていただいていることはわかっている。今更だが5ページにある「スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等を活用した相談」という文言が載っていなかったということにすごくショックを受けた。ずっとPTAの活動をしている時も、色々なところから活用するよう話があったし、活用するためにもっとソーシャルワーカーを学校に導入していただきたい、それから保健の先生方も2人なり動員していただければならお願ひしたいという要望ばかりしていたので、今になってやっとこの文言が載ったのかというのがショックである。もちろんこういうことは保護者の方々や学校現場で先生方が色々おっしゃってくれていたのでは、子どもたちにも周知されていると思うが、文言の方が遅かったのかなというのがショックであった。

日原指導主事：やはり時代が動いているので、それに対応するために何年かに一度きちんと見直していかなければいけない。また、書いて終わりではなく、教職員への徹底、さらに子どもたちへの徹底というのをしっかり周知していきたい。

押山委員：いじめに関していうと、4月の道徳の最初の授業や授業参観の時にだいたい取り上げられる。その時にこういったものがあるというのを生徒にもきちんと話してもらえるとありがたい。おそらくいじめというものは子どもたちもわかっていると思うので、具体的なことを説明してもらえると助かる。

日原指導主事：これをここでお諮りいただいて、再度校長先生方に見せる際に今出た意見を参考に、現場でしっかりと行ってもらえるようお願いする。

望月教育長：ここで議案がとおったら、校長会で説明を行う。そして、実際に学校でもいじめの基本方針を作成するので、当然教職員も理解していなければいけないので学習会も行いながら、また年度当初の学級懇談会や授業参観といった場で話題にしながら、できるだけ早い段階で周知していく。このようなことを校長先生方にはお願いしていきたいと思う。

加賀美委員：これを実行性のあるものにしていくことがすごく大事だと思う。改訂というのは、いつも様態が複雑化している、あるいは深刻化している、あるいは今まで想定していなかったよう

な状況も出てきているという中で繰り返されていく。やはり実効性のあるものにしていく中で、私はシミュレーションをどのくらいするかというのが一つ大事だと学校現場にいる時から感じていた。一番良いのは未然防止で、それをするためにはどんな取り組みをするのかということを学校の中できちんと共有し、シミュレーションする。そして、もし発見した場合はどのように動くのか、どうするのかということシミュレーションする。そこで大事なのが、一人の先生、例えばそのクラスでいじめがあったときにその先生が責任を負うとか、その先生のせいだということでは絶対ないと思う。みんなでそこにチームになって関わっていくということがすごく大事で、そういう風土を作っておくということも大事だと思う。そのためには、日頃から教室の中を多くの目で見るという学校体制がすごく大事だと自分は思う。今は市の方でサポーター等をつけてくれていて、色々な立場の方が教室に入り込むことができるようになっているが、校長先生や教頭先生も教室の様子を見に行く、交換授業の先生もいらっしゃる、そういった先生方が色々な目を見て、担任の一人に任せないというチーム体制、多くの目で子どもたちを見ることが大事だと思う。具体的なシミュレーションを各学校の中で行っていただければ、これがどんどん実効性のあるものになっていくのではないかと感じた。

久保田課長：周知だけではなく、実効性のあるものでなければいけないというのは重々承知している。誰の責任ということではなく、学校としてどう取り組んでいくか、市教委としてどう取り組んでいくかということについて、また校長会とも確認しながら学校の方に周知していきたいと思っている。

望月教育長：フローチャートを見てもらうとわかるとおり、いじめの重大事態が起きた時には調査を行うが、その調査報告が納得いかないという場合には、これを市長に報告して、今度は市長部局がいじめの重大事態に関わるような調査委員会を立ち上げて対応し、それを議会に報告するというような、そのような流れになっている。そのため、ここで議論をした内容については、また市長部局にも相談し、多少文言が変わるかもしれないが、それらも含めてこの原案について異議がないか諮りたい。

議案第8号：全員了知

議案第9号：令和6年度末笛吹市立小・中学校県費負担教職員人事異動方針について

久保田課長：資料に基づき説明

高野職務代理者：教育委員をしていて、4月の段階で担任のいない学校があるという状況が何回かあった。どこの地域も確かに教員不足で大変だと思うし、学校の先生方が少ない中一生懸命配置をする、だけど少人数で35人という話になってくるとまたそこはどうかという話もあるが、4月の段階で担任がいないということだけはない方が望ましいと思う。よろしくお願いします。

久保田課長：4月当初に欠員が生じるケースが、担任以外の部分も含めてここ何年かある。昨年、本市においてはそんなに多くはなかったがそういう状況はあった。また県教委の方に要望していくということになるが、今回の方針に入れるというのは難しい。私たちも同じ思いでいるので、こちらからの要望等で強く言っていきたい。

加賀美委員：先ほど少人数学級の編成については、まだ未確定の部分があるということだったが、昨年の要綱と何か大きく変わっている点はあるか。

久保田課長：遠隔地に対する部分やその免除の条件が変わっているとともに、統廃合によって少なくなった部分が反映されている。また人事交流については身体障害者手帳の部分が追加される等、細かい部分では変わっているが、大きな流れとしては変わっていない。

望月教育長：補足すると、教員の人事というのは地方教育行政の組織及び運営に関する法律で定められており、そこには市教育委員会の内申を待って、県は人事を行いなさいという基本方針が示されている。政令都市であれば、自分たちで教員を全部採用するので、教育委員会で人事異動ができる。しかし山梨県の場合は、地区間で異動がまたがり、笛吹市で他地域からどういう人たちがくるのか把握できないので、笛吹市が人事を行うということは不可能である。そのため、県教委が内申案というのを作って、それを市町村教育委員会に提示して、それでよいということになれば、それが今度は市町村教委の内申として県にあげられ、県が人事をしていくという仕組みになっている。3月に教育委員に出席してもらい、そこで県から示された案について協議して、これをお願いしますという形

になってはじめて県は正式に人事ができる。

加賀美委員から話があった改善点については何点かあり、他都道府県で正規教員勤務の経験を持っていれば新採用交流をすでに完了したものとみなすとか、今まで新採用交流の延期条件になかった「83歳以上の父母もしくはそのいずれかを同居扶養している者」や「母子家庭又は父子家庭で末子が18歳に達しない者」というのが追加された等がある。いずれにしても、県が定めた方針に基づいて行っていかなければならない。例えば2ページ目の(2)一般教員の異動基準として①に同一校勤務の望ましい異動年数等が示されている。また交流要綱については、4ページに新採用者交流規定があるが、

「新採用者の教員は、必ず東部地区等に勤務をしなければならない。」というように約束事がある。このように、ここには色々なことにわたって異動の方針が定められていて、これに基づいて教員の人事は行われていることになるので、例外はあるかもしれないがこれをベースにしながらやっているということをご理解いただきたい。

笛吹市の方針については、おおまかな中身をここに記し、これを第一原則にしながら県の方に先ほどの要望も含めてしていくということになるかと思う。

議案第9号：全員了知

8 教育長が必要と認める事項（議事資料）

なし

議事録署名

笛吹市教育委員会 教 育 長 _____

教 育 委 員 _____

教 育 委 員 _____

作 成 職 員 _____